

公 告

静岡県家畜共同育成場利用料金の変更

静岡県家畜共同育成場に係る利用料金の変更について、静岡県知事から令和4年3月17日付け農畜第695号により承認されたので、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

- 1 利用料金 1頭につき1日675円
(うち消費税及び地方消費税61円)
- 2 適用年月日 令和4年4月1日から

令和4年3月31日

公益社団法人静岡県畜産協会

会長 鈴木 正三